

## 特許制度における微生物の寄託について

吉 田 和 子\*

**抄 録** 出願人は、微生物に係る発明を特許出願するにあたっては明細書の十分な開示と第三者による微生物へのアクセス（分譲）を保証する必要があります。そのためには第三者が容易に入手できるものを除き、微生物を所定の機関に寄託して公開する必要があります。それが特許法施行規則第27条の二、三に基づく微生物の寄託制度です。

### 目 次

1. はじめに
2. 微生物の寄託制度
3. ブダペスト条約
4. 特許出願と微生物の寄託の関係
5. 微生物の寄託が必要な場合
6. 寄託の手続き
7. 二つの寄託制度
  - 7.1 国内寄託と国際寄託のちがい
  - 7.2 国際寄託件数の推移
8. 特許微生物寄託センターの概要
9. おわりに

### 1. はじめに

微生物の寄託制度は一般にはあまり馴染みのない制度です。ここでは制度の内容、特許出願との関係、寄託が必要な場合と必要でない場合、主要国の寄託機関における寄託件数と分譲件数等を説明します。

### 2. 微生物の寄託制度

特許法の基本的な要件の一つに、発明の内容を公に開示するということがあります。適切な開示をするためには当業者がその発明を再現できるよう十分かつ詳細に記述しなければなりません。通常開示は明細書や図面で行われますが、

微生物の利用に係る発明ではそれら書面のみではその発明の再現が保証できない場合があります。そこで微生物を特許庁長官の指定する機関又は国際寄託機関（IDA）に出願前に寄託するとともにその微生物に係る発明を試験、研究のために使用しようとする者に、所定のとき以後一定の条件で微生物を分譲することにより実施可能要件が満たされることとなります。この「寄託」<sup>1)</sup>と「分譲」<sup>2)</sup>が特許法施行規則における微生物の寄託制度です。

### 3. ブダペスト条約<sup>3)</sup>

外国に出願する場合は、出願しようとする国の寄託機関に微生物を寄託する必要があります。しかし、出願国すべてにそれぞれ微生物を寄託することは不経済であり時間の浪費になります。そこでそれらを回避するために英国政府は1972年に世界知的所有権機関（WIPO）にある提案を行いました。

それは“全ての寄託を一つの寄託で”の可能性を検討すべきではないかということでした。

そこでWIPOはこの提案を受け、微生物の寄託について国際協力の可能性を議論するために

\* 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター（NPMD） 専門官 Kazuko YOSHIDA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

専門家委員会を招集し草案を検討しました。その結果「特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」及び「特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則」として1977年4月27日ハンガリーにおいて「ブダペスト条約」（以下「条約」という。）の名称が付けられ採択されました。

その内容は、微生物の寄託に関して条約の締約国がいずれかの国際寄託機関になされた寄託を自国にされた寄託として認め合うというものです。（条約第3条）これは条約の中で一番重要な規定です。

条約は、五番目の国が批准書又は加入書を寄託した日の後、三箇月で効力を生ずることとされており、その記念すべき五番目の国が我が国です。我が国は1980年4月に国会で条約の締結について承認を得、同年5月に加入しました。我が国の加入により条約は1980年8月19日に効力を生ずることになりました。現在条約加盟国は69ヶ国でその数は年々増えています。また国際寄託機関は37機関あります。国内にはつくば市の（独）産業技術総合研究所特許生物寄託センター（IPOD）<sup>4)</sup>と木更津市の（独）製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センター（NPMD）<sup>5)</sup>の2機関があります。

#### 4. 特許出願と微生物の寄託の関係

条約の加盟国の多くは特許出願の前に微生物を寄託するよう求めており日本もその一つです。

寄託をするとその証として『受託証』が交付され受託番号が与えられます。出願人は受託証に書かれた受託番号を明細書中に記載し、受託証の写しを出願書類に添付して出願します（図1）。寄託をする必要があるにもかかわらず明細書中に寄託をした事実がない場合は、実施可能要件等を満たさない出願と見なされます。

ところで通常の出願と微生物に係る出願のち

がいは、出願前に微生物を寄託しておくという点です。

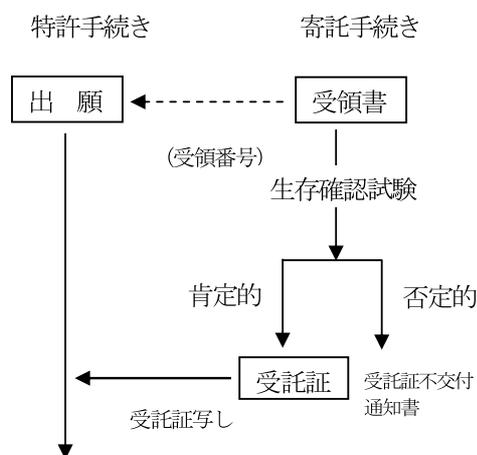


図1 特許出願と微生物の寄託の関係

#### 5. 微生物の寄託が必要な場合

特許法施行規則第27条の二では“その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き—（中略）—国際寄託当局の交付する条約に基づく第七規則の受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない”と述べています。つまり第三者がその微生物を容易に入手できない場合は特許庁長官の指定する寄託機関に寄託する必要があるということです。

第三者がその発明を再現する際に明細書中に記載された特定の微生物が必要であり、それが容易に入手できない場合寄託の必要があります。

つまり次のような場合を除いて寄託の必要があります。

- ① 市販されている場合
- ② 信用できる保存機関に保存されており、カタログ等から自由に分譲できることが出願前から明らかな場合
- ③ 明細書の記載に基づいて当業者が容易に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

実施できるよう明細書に記載できる場合

- ④ 寄託機関が技術的な理由で受託できない場合あるいは受託対象としていない場合で、出願人が微生物の分譲を保証しなければなりません。

## 6. 寄託の手続き

寄託機関が微生物と申請書類を受領した時点で「受領書」が発行されます。この受領書には①寄託機関の名前、②受領日、③受領番号等が記載されています。そして直ちに微生物の生存確認試験が行われ、結果が肯定的である場合は受領書の受領日を受託日として『受託証』が交付されます。出願人は受託証に記載された受託番号を明細書中に記載し、受託証の写しを出願書類に添付して出願します。

生存確認試験の結果が否定的である場合は、『受託証』は交付されません。再度微生物を寄託し直す必要があります。その場合の受託日は、二度目の微生物を寄託機関が受領した日になります。急ぎの出願に対応するためにも余裕をもった寄託をされるようお奨めします。

寄託された微生物は、特許が存続している間寄託機関によって保管され、寄託者自身もその間微生物を保持していなければなりません。

## 7. 二つの寄託制度

### 7.1 国内寄託と国際寄託のちがい

微生物の国内寄託は日本国内に出願する際に利用する制度です。手数料は年払い、寄託の取り下げはいつでも可能です。また国際寄託への移管ができます。一方、国際寄託は外国へ出願する際に日本国内の国際寄託機関を利用できる制度です。手数料は30年間一括払いでその間の取り下げはできません。また国内寄託への変更はできません。

ところで移管とは、国内寄託から国際寄託へ

変更することです。この場合微生物の提出は不要です。通常は、寄託機関が微生物を受領した日が受託日となりますが、移管の場合の受託日は国によって解釈がちがいます。移管日を受託日とする国もあります。それは各々出願国の国内法に拠りますので注意が必要です。

### 7.2 国際寄託件数の推移

下記の統計(図2)は主要国における7年間の特許微生物の国際寄託件数の推移を表しています。また、国際寄託機関37カ所の合計数(総件数)の推移も併せて示しています。

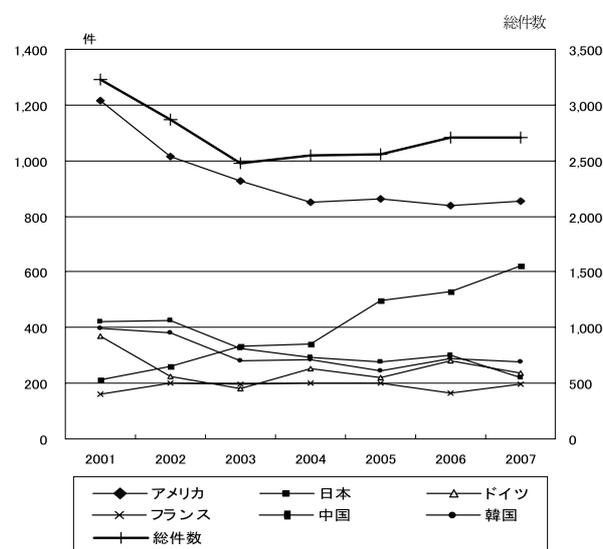


図2 主要国寄託件数

この統計からアメリカ(ATCC, NRRL)における寄託件数は2001年から2004年まで減少しそれ以降は横ばい、日本(IPOD, NPMD)は減少傾向にある一方で、中国(CCTCC, CGMCC)が伸びているのがわかります。フランス(CNCM)は横ばい、ドイツ(DSMZ)、韓国(KCCM, KCLRF, KCTC)は2003年までは減少し、それ以降はほぼ横ばい傾向にあります。総件数では2003年までは減少、それ以降は僅かながら増加しています。主要国がさほど伸びない中で中国が総件数を押し上げているよ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うに思います。

次に2001年間から2007年までのトータルの分譲件数を国ごとに見てみましょう（図3）。

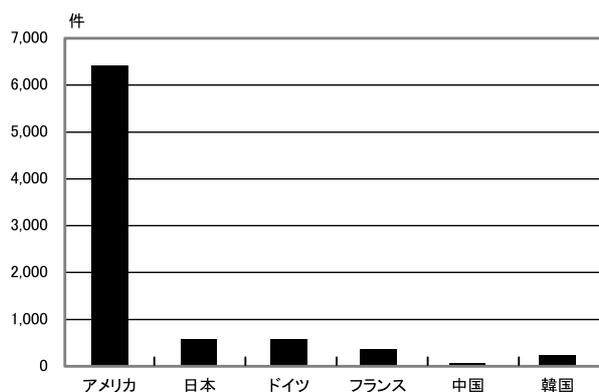


図3 分譲件数

国際寄託機関37の総分譲数は7年間で8,711株あり、その内の74%をアメリカが占めています。中国は寄託件数では増えているものの総分譲数の1%弱です。これはアメリカが約28,000株を保有しているのに対し、中国は約3,500株と保有数が少ないことを反映しているものと思われます。

## 8. 特許微生物寄託センターの概要

当センターは、2004年4月に特許庁長官の指定する機関として、また国際寄託機関として特許に係る微生物の受託業務を開始しました。受託できる生物種は、細菌、放線菌、古細菌、酵母、糸状菌、バクテリオファージ、プラスミド、動物細胞、受精卵の計9種です。

一般に欧米の国際寄託機関は、既存のカルチ

ャーコレクションに国際寄託機関の業務が付加され、カルチャーコレクションと特許寄託の両方を行っているのが現状です。当機構もカルチャーコレクション部門（NBRC）を有し、微生物の収集、保存、提供を行っており、その経験と技術力を活かして特許寄託業務を行っております。更に特許寄託を取り下げた菌株のうち寄託者の承諾が得られたものはNBRCに譲渡して頂き、広く一般に公開し産業界や研究機関に提供しています。またNBRCでは安全寄託を受付けております。これは次のような求めに応えることができます。

①災害や事故に備えて菌株を分散保管する、②保存設備が十分でない、③将来の特許出願やノウハウ管理等の目的で、利用できます。

さらに当センターでは、自然災害や事故に備え寄託された全ての菌株をバックアップとして地方の施設で保管しています。

## 9. おわりに

以上、特許制度における微生物の寄託について御説明しました。本稿が少しでも皆様のお役に立つことを希望します。

### 注 記

- 1) 特許法施行規則第二十七条の二
- 2) 特許法施行規則第二十七条の三
- 3) 特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- 4) <http://unit.aist.go.jp/pod/ci/index.html>
- 5) <http://www.nbrc.nite.go.jp/npmd/>

（原稿受領日 2008年10月15日）